

手話言語法（仮称）の制定に関する意見書

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語いや文法体系で表現する言語です。聞こえる人たちにとっての音声言語と同様に、聴覚障害者にとっての手話は、情報の取得やコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会においては手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約（条約第8号）の第2条では、『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されています。

国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対し、障害者が意思疎通を図ることができるように必要な施策を講じなければならないとされています。

国は、平成25年12月の臨時国会において、障害者権利条約を全会一致で承認し、批准したことを真しに受け止め、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使えらるとともに、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備を図ることが必要です。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年9月30日

墨田区議会議長名

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	